

現場での電気取扱いの必須研修！

受講生募集！

感電

火傷

# 低圧電気取扱業務に係る 特別教育科

労働安全衛生法により、

事業者は、従業員を低圧電気取扱業務に従事させる場合、感電などの災害を防止するため、電気取扱業務に係る特別教育を実施しなければならないと定めています。

この特別教育では、感電、短絡、漏電などによる災害（電撃・火傷や火災）を引き起こす電気を正しく知ることができるため、**電気取扱作業者だけでなく、ものづくりに関わる人すべてに役立つ教育です。**

当協会の研修では、安全な作業のため必須である「知識（学科）」と「実務（実技）」を習得いただきます。

《低圧電気関連の業務とは》

- ・充電電路（裸線に触れれば感電する通電の状態）の敷設若しくは修理の業務
- ・充電部分の露出した開閉器（ナイフスイッチ等）の操作の業務

## 日程

### 【2日間コース】

第1日 令和8年4月9日(木) 9:00～17:25  
第2日 令和8年4月10日(金) 9:00～17:00

## 会場

新居浜市ものづくり産業振興センター  
新居浜市阿島一丁目5番50号

## 受講料

22,000円（協会社員企業の方）（税込み、テキスト代込み）  
27,500円（協会社員企業以外の方）

## 定員

20名

## 申込方法

添付の「受講申込書」に、必要な事項をご記入の上、協会事務局までお申し込みください。申込受付後、受付完了の連絡を電話などでお知らせいたします。講習前1週間前後に「受講確認連絡票」を送付いたします。

※当協会の研修は、新居浜市の「人材養成補助事業」、西条市の「人材育成補助事業」の対象です（補助の詳細は、各市にお問合せください。）

## 応募締切

令和8年3月19日(木曜日) 必着

## 主催

愛媛県東予地域における、ものづくり人材育成教育の総合支援機関

一般社団法人 新居浜ものづくり人材育成協会

〒792-0896 新居浜市阿島一丁目5番50号

TEL: 0897-47-5601 FAX: 0897-47-5602

E-Mail: info@niihamagenki.jp URL: <https://niihamagenki.jp>

